鹿児島県第6期障害福祉計画(案)に対するパブリック・コメント結果

番号	意見の概要	意見への対応
1	(その他) 障害者の就労支援の充実について、統計を見たが、このままで多くの方の就労に結びつくのか。 就労移行支援で就労に結びつく人もいるが、企業側 もコロナの影響もあり難しい。障害者にとってテレワークになれば、特定のスキルがあれば一般の方と変わらず働ける。	〇 障害者の就労支援については、障害福祉サービスの就労移行支援事業等以外にも、「障害者就業・生活支援センター」が労働局や障害者就業セカーなどの関係機関と連携しるといるでは、障害者ITサポートセンター運営事業において、障害者にパソコンの操作に関する指導や相談支援等を行っているところでとも、多くの障害者の就労につながるよう努めてまいります。
2	(その他) 障害者 I T サポートセンター運営事業について、 I T を活用した障害者支援だと承知しているが、ハートピアかごしまのような施設のW i - F i 化をお願いしたい。	○ 県では、障害者 I T サポートセンター運営 事業において、相談支援を行うコーディネー ターのW i ー F i ルーター使用料負担などを 行っているところです。 ハートピアかごしまの施設のW i ー F i 化 については、利用者の利用状況やニーズを踏 まえながら、整備の必要性について検討して まいります。
3	(その他)	○ ストラップ型のヘルプマークについては、 令和3年7月から導入予定であり、導入にあ たっては広報・啓発のためのポスター・チラ シや県の広報媒体を活用し、ヘルプカードと あわせて県民や事業者への普及啓発を行うこ ととしています。 また、多目的トイレのヘルプマーク表示に ついては、市町村や事業者等にも協力依頼し、 障害者の利用に係る配慮につながるよう努め てまいります。
4	(その他) かごしま県民手話言語条例が昨年施行されたが、県 民理解に繋がっているのか疑問である。また、県職員 等は手話で意思疎通ができるのか。	〇 の趣まに、 ・ で の で が 対 い に 、
5	(その他) 全国的に放課後等デイサービス事業所に対する行政 処分があるが, 鹿児島県ではそのような事例はないか。 県は、そのような事例について、注意深く対応してほ しい。	〇 本県においては、放課後等デイサービス事業所に対する処分実績はありませんが、障害福祉サービス事業所に対しては、国の指針に基づき、概ね3年に1回の実地指導を実施し、障害福祉サービス提供体制の適正化に努めているところです。

番号	意見の概要	意見への対応
6	(その他) 障害には様々な障害があること、その障害について 正しく理解することが重要である。例えば、ストーマ (人工肛門・人工膀胱)保持者はストーマを保持してい る限り、一生装具が欠かせない。 行政として、オストメイト(ストーマ保持者)の事を 正しく理解されるよう、主導してほしい。	〇 ストーマ等の排泄管理支援用具の給付については、市町村の日常生活用具給付等事業において支援しているところです。 オストメイトにとってストーマ等は必要不可欠なものであることから、市町村とも連携しながら、県広報誌や県ホームページ等を活用するなど、オストメイトに対する県民の理解促進が図られるよう努めてまいります。
7	(その他) 以前と比べて、「施設から地域へ」となり、また入院生活も短くなり、大変よいことだと思う。 作業所やグループホームデイケア等も盛んになった。障害者等が退院後もこのようなサービスを利用して、快復してほしい。	〇 今後とも、退院後、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、支援に努めてまいります。
8	(P11) 意思決定支援ガイドラインについて,説明をいれて ほしい。	O P11に、意思決定支援の定義や意思決定支援の流れを追記しました。
9	(P12) (3) 障害福祉サービス提供体制の充実について、役割のイメージ内に「成年後見制度利用支援事業」に関する記載があるが、成年後見人制度に被後見人の死亡後の事業委任手続き及び市民や法人後見事業を含めた項目を立てて欲しい。	〇 該当箇所のイメージ図は、市町村が設置する基幹相談支援センターの一般的な役割を図示したものです。 なお、図の中の成年後見制度利用支援事業も、同センターの役割の一つとして記載しているものです。
10	(P17) (4) 地域移行の支援に関して、障害者等について、①「住まいの場」として(中略)精神障害者を中心に」とあるが、障害者等のところを()書きで(精神・知的)を挿入してもらえたら対象障害者が明確になる。また、地域全体で支えるシステムとは、地域共生社会の実現ではないか。どんなものなのか、ソフト面を含めた説明が欲しい。精神障害者のみでなく、知的障害者を挿入してもらいたい。	〇 障害者等については、P1の第1章第1節に 「障害者及び障害児」と定義しており、が精神 で害者及び障害児」と知りでは、P1の第1章的で できるした知りでは、P1の第1章の地域についても、自己を対した。 できるからないででは、できるがは、は、できるがは、は、でものでは、できるが、は、は、できるが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
11	(P44) (1) において、①令和5年度目標値 地域移行者数204人(6%) 入所者数55人(1.6%) とあるが、国の指針ではなく、県として地域移行者数の割合が示されているが、これらの%値の根拠を示してもらいたい。	〇 本計画の策定にあたっては、国指針に即して、地域の実情を踏まえて策定しております。 地域生活移行者数の目標については、国指針のとおり、「令和元年度末の施設入所者数の6%以上」、施設入所者数の削減見込の目標については、国指針のとおり、「令和元年度末から1.6%以上削減」としているところです。